

国体マルシェ in 福井しあわせ元気国体 池田町出店要項

いけだ農村観光協会

(池田町実行委員会 観光物産班)

1. 趣旨

福井しあわせ元気国体クライミング競技に参加する選手・監督等の大会関係者および一般観覧者向けに、臨時で池田町の飲食物や特産品を販売するブース（以下、「販売ブース」とする）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2. 設置場所および期間

販売ブースの設置場所は、競技会場（池田小学校）とし、設置期間は、競技開催期間とする。ただし、池田町実行委員会（以下、「実行委員会」とする）は、必要に応じてこれを変更することができる。

3. 開設時間

販売ブースの開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できる。

4. 出店数、出店位置及び規模

出店数および出店位置は、実行委員会が現地の状況等を勘案して決定する。また、面積は1ブース当たり、約10㎡（1.5間×2間）以内とする。

ただし、1売店で2ブースの希望がある場合は、出店状況等を勘案し、調整するものとする。尚、最大で2ブースまでとする。

5. 販売品目

販売ブースにおける販売品目は、次に掲げるものの範囲とする。

(1) 郷土物産品・土産品

(2) 飲食物

ア. 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適切な表示がなされているもの。

イ. 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入して、売店においては加熱処理を行う程度とする

(3) 国体関連グッズ

国体標章又は福井しあわせ元気国体マスコットキャラクター「はぴりゅう」を使用した商品で、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会実行委員会の使用承認を受けているもの。

(4) その他実行員会が必要と認めたもの。

6. 出店者基準

出店者は原則として、次のいずれかに該当する者とし、かつ実行委員会が適切と認めた者とする。

- (1) 池田町内において、申請時点で1年以上の営業実績がある者。
- (2) その他、実行委員会が認めた者。

7. 出店者条件

売店の出店者は、次の条件をいずれも満たした者とする。

- (1) 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- (2) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (3) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (4) 保健所に対する手続きが必要な飲食物販売の出店者については、食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設の営業許可等の必要な許可を受け、過去1年間食中毒発生等における行政処分がないこと。
- (5) 暴力団員における不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同法第2条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、販売員として、暴力団員を使用し、または雇用していないこと。
- (6) その他関係法令等に適合していること。

8. 運営に必要な設備等の基準

販売ブースの運営に必要な基準は次の通りとし、実行委員会の指示に従うものとする。

- (1) 実行委員会が準備する1ブースあたりの設備等
 テント半張分(1.5間×2間) ※横幕を含む。
- (2) 長机(1,800×450mm)と椅子は、必要に応じて実行委員会が準備する。
- (3) 給排水設備も、必要に応じて実行委員会が準備する。
- (4) 電気設備も、必要に応じて実行委員会が準備する。
- (5) 上記以外に必要な備品・POP等については、出店者が準備する。
- (6) 食品を取り扱うブースにおいては、食品衛生関係法令の基準および所管の保健所の指示に従い、陳列保管または冷蔵設備があり、かつ容器包装等により汚染防止の措置がなされていること。
- (7) その他関係法令等に適合していること。

9. 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、出店者申請書に関係書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

10. 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する出店申請を行った者の中から、この要項に照らし選定を行う。なお、次に該当する者の中から出店希望がある場合は、必要に応じて、その者の出店を優先することができる。

- (1) 第5項に掲げる販売品目を取り扱う地元を代表する商工関係及び組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉関係団体等。
- (2) その他実行委員会が適当と認めた者。

11. 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置、撤去等に要する経費相当分として実行委員会が定める額を、出店料等として負担するものとする。ただし、実行委員会が特に認めた者は、この限りでない。

【出店料】

出店者区分	規模	出店料
池田町内で事業活動を行っているもの	1 ブース	無料
上記以外のもの	1 ブース	2,500 円/日

その他、実行委員会で準備する給排水設備、長机、椅子、電源設備等を使用する場合は、下に定める使用料を支払うものとする。

【使用料】

設備等	詳細	使用料
給排水設備	2 槽シンク 1 台、 手洗シンク 1 台	2,000 円/回
長机 1 台、椅子 1 脚	長机 (1,800×450mm) 椅子…パイプ椅子	500 円/回
電源設備	100V (最大 15A まで)	500 円/回

※設備使用料は、出店日数が 1 日でも 3 日間でも同じ料金。

1 2. 出店場所の選定

実行委員会は、出店者に選定した者に対して、販売品目等を勘案して、出店場所の選定を行うものとする。

1 3. 保健所への手続き

食品を販売する許可を受けた出店者は、速やかに実行委員会に必要な書類を提出する。保健所への提出は、実行委員会がまとめて行うものとする。

1 4. 出店責任者

出店者は、販売員の中から出店責任者を定め、出店期間中は常駐させるものとする。ただし、食品を扱うブースは、食品衛生責任者を出店責任者とする。

1 5. 販売ブース監督員

(1) 実行委員会は、販売ブースの円滑な運営を図るため、販売ブース監督員を設置するものとする。

(2) 販売ブース監督員は、本要項に基づき、現地を巡回して売店の管理運営について監督し、出店者に必要な指示を伝えるものとする。

16. 禁止事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) ドーピング該当物質を含む栄養ドリンク等を販売すること。
- (6) アルコール飲料および危険物を販売すること。ただし、実行委員会が郷土物産品・土産物と認めたときは、この限りではない。
- (7) 郷土物産品・土産物の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (8) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

17. 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 販売ブースおよびその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは、毎日各自で搬出、処理し、環境美化に努めること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 販売ブースの装飾は、販売品用を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (4) 販売品等の搬入・搬出に車両を使用する場合は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に終わらせること。なお、原則として使用車両は1店舗1台とする。
- (5) 服装は清潔なものを着用すること、
- (6) 接客にあたっては、親切・丁寧を心掛けること。
- (7) 食品衛生関係法令上の規定を遵守することともに、保健所の指示に従うこと。
- (8) その他、実行委員会および販売ブース監督員の指示に従うこと。

18. 管理運営

販売ブースにおける販売品および備品の管理は出店者の責任とし、火災・窃盗その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19. 事故等発生時の対応

販売ブースにおいて、事件・事故等が発生したとき、又は不審者もしくは不審物を発見した時は、出店責任者は直ちに実行委員会または販売ブース監督員に連絡するとともに、その指示に従い処理するものとする。

20. 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償等を請求することができないものとする。

- (1) 本校及び関係法令に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請をしたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が販売ブースの運営管理において不相当と認めたとき。

21. 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、販売ブース監督員の検査を受けなければならない。

22. 損害賠償

出店者は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

23. その他

この要項に疑義が生じたときは、関係者と協議して実行委員会が定める。また、この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に必要な事項は別に定める。